

られ、居ること、凡そ三年、此の間に於て、ベスタロチをブルグドルフに訪ひ、氏の教育法を學びたり。千八百二年、始めてゲッティンゲン大學の私教授となれり。七年の後、ケーニヒスベルヒ大學に轉じ、嘗てカントの占めたる榮譽ある講座を擔當し、哲學及び教育學を講じ、名聲大に揚がる。同時に氏は教育練習所を設け、學生をして、教育の學理を實地に應用せしめたりしが、是れ實に大學附屬教育演習所の權輿なり。在職二十五年にして、千八百三十三年再びゲッティンゲン大學に歸り、千八百四十一年急病に罹りて歿せり。多くの著書中、普通教育學「教育學講義綱要」「心理學教科書」等最も有名なり。

氏は教育の目的を倫理學に求め、其の方法を心理學に求め、此の二大科學を基礎として、始めて教育學を科學的に建設せるの人なりと稱せらる。氏に従へば、教育究竟の目的は、

ヘルバルトの
教育説
教育の目的

實利にあらず、幸福にあらず、實に鞏固なる道德的品性の陶冶にあり。凡ての教育的施設は此の道德的品性の陶冶と交渉を有するの度に於て、始めて其の價値を定め得べし。されど所謂道德的品性の何たるかは更に之を氏の倫理學に求めざるべからず。

氏は倫理學上の動機論者にして、善惡如何は二個以上の意志の相互關係を直覺的に判斷するによりて定まるとなせり。而して是等意志の關係には(一)意志と知見との一致に基づき、内心自由、(二)意志活動の強く、其の集中の固く、變化の多方にして、然かも相調和せる完全、(三)自他の意志を調和し、己を忘れて、他の意志の成功を希ふ好意、(四)二個以上の意志同一物に向へるとき、各其の分を守りて、紛争せざる正義及び(五)有意的に加へられたる利害共に報ゆる衡平の五種あり。

五道念

主知説

り。名づけて**五道念**といふ。五道念の養成確立は是れやがて教育終局の目的たり。

教授
興味

氏は其の心理學に於ては、從來の**能力説**を打破し、精神現象を表象の一元に歸せんとして、**主知説**を立てたり。氏の説によれば一切の精神現象は記憶・想像等より感情・欲望に至るまで、悉く、表象相互の關係より派生するものなれば、教育の任務は兒童が**經驗**と**交際**とによりて得たる、自然界及び人事界に關する表象群を整理し、且之を擴張し、表象の有力なる系統を立つるにあり。換言すれば教育の任務は兒童の**思想界を陶冶**するにあり。されど思想界の陶冶は如何にして教育終局の目的たる道德的品性に關し得べきか、如何にして常に教授によりて意志を陶冶する**教育的教授**たるを得べきか、曰く**唯興味**あるのみ。興味は實に思想をして能く

專心及び致思

意志活動を惹起するに至らしむるものにして、教授の直接目的なり。而して斯かる興味は單に受動的なるに止まらずして追求的なるべく、直接に事物其の物に對して生じ、永久に被教育者を刺激し、且一方に偏せずして多方なるを要す。多方興味には(一)事物の經驗によりて生ずる**經驗的興味**、(二)事物間の關係を釋ぬる**推究的興味**、(三)善惡・美醜の評價に關する**審美的興味**、(四)個人の快苦に關する**同情的興味**、(五)社會の幸不幸に對する**社交的興味**、(六)神に對する**宗教的興味**の六種あり。是等六種の興味中前の三者は主として經驗に關し、後の三者は主として交際に關す。

興味は心理的に之を説明すれば、舊觀念群が新觀念を類化するときを生ずる無意注意に伴なふ作用にして、個々の事物を明瞭に收得する**專心**と、是等個々の事物を連結する

教授の段階

致思とは其の二大要件なり。而して氏は更に此の二要件を
靜動兩方面より見て、始めて教授の段階に關する説をなし、
此の段階は其の後多少の修正を経て、今日行はるる五種の
段階を形成せり。



管理

完全なる教育は教授の外、尙管理及び訓練の二作用を必
要とす。管理は兒童の身體的、覺官的、欲望を抑へ、能く靜肅に
して、秩序を守るに至らしむるを以て其の目的となし、教育
の豫備的條件なり。故を以て常に教授に先だちて行はる。之

訓練

が手段としては(一)課業、(二)監視、(三)命令及び禁止、(四)威嚇及び
懲罰の四種あり。其の何れの場合を問はず、管理は簡單にし
て且鋭く愛と威嚴とを以て之を貫ぬかざる可からず。
訓練は直接に兒童の情操に作用し、教授によりて得たる
知見と一致せる意志を養成するものにして、教授の後に來
り、教授の事業を完成す。兒童の行爲は其の始め概ね任意的
にして、統一を有せざれども、同一意志を反復するに従ひ、意
志の記憶を生じ、次第に普遍的意志を形成するに至る。而し
て此の普遍的意志はヘルバルトの所謂品性の主觀的方面
の端緒をなすものにして、種々の欲望より生ずる所の單獨
意志即ち品性の客觀的方面を或は類化し、或は拒斥し、以て
之を限定す。主觀的品性確立し、兒童が能く自己決定をなし、
自律的に行動し得るに至りて訓練の事業は完成せらる。

要約

ヘルバルトの學説は、身體の養護を省みず、實用的知識を輕視し、強ひて管理と訓練とを區別し、且其の心理説に於て多くの缺點を含む等、多少の非難を免るる能はずと雖も、能く自家獨特の創見を以て、所謂科學的教育學を建設したる、理論的教育改良家としての氏の功績は、實に之を實地的教育改良家としてのベスタロチに比するを得べし。されば氏の歿後教育學の發達は、恰も衆星の北辰に共ふが如く、一に氏を中心として勃興せり。今其の重なるものを擧ぐれば、チラー(一八八一—一八八二年)は科學的教育學會、即ちヘルバルト會の會長となり、ライプチヒ大學に附屬教育研究所を起し、大にヘルバルト學風の鼓吹に努めて、中心統合法及び開化史的段階説を首唱し、ストイ(一八八五—一八八八年)は現今ラインによりて經營せらるるエナ大學教育研究所を設立し、力めてヘルバルトの

ヘルバルト派の學者

スペンサーの傳記

教育學を實際に應用したり。其の他、ウイッ(一八二一—一八六四年)・デルベルト(一八二四—一八九三年)・リンドネル(一八二八—一八八七年)及びヘルバルト派現時の驍將たるライン(一八四一—一八七四年)等は何れも知名の教育學者たり

四 スペンサー(H. Spencer)

ハーバート、スペンサーは千八百二十年英國ダービーに生まる。父は高等學校の教師たり。氏の兄弟は悉く夭折し、氏も亦身體虛弱なりしかば、父は氏に教育を施さず、専ら家庭に於て其の養護に注意せり。後叔父の家に寓し、古語・數學等を學び、十七歳にして鐵道技手となり、其の職にあること前後十年、轉じて雜誌エコーノミストの記者となり、職務の傍ら専心學術の研究に従事せり。千八百六十一年「教育論」を出だせしが、非常の高評を得、英國のみにも發賣高四萬部に及びたりといふ。千八百六十二年始めて綜合哲學第一編を著

教育の目的

し、爾來幾多の困難を排して、獨力之が經營に任じ、千八百九十六年始めて此の稀有の大著述の成功を見るに至れり。千九百三年病を以て逝く。

氏に従へば、教育の目的は人をして生活の各方面に於ける完全なる準備をなさしむるにあり。所謂完全なる生活とは即ち幸福なる生活にして、實用を以て其の主眼となす。彼の徒に古語及び古典を尊重し、實用を棄てて虚飾を先にする如きは實に本末を顛倒せるものにして、古語の研究は例へばオリノコ印度人が文身を爲すが如く、單に紳士たるの裝飾に過ぎず。

完全なる生活

完全なる生活活動を分類し、之を其の重要な度により順次列擧するときは、(一)直接に自己を保存する活動、(二)間接に自己を保存する職業的活動、(三)子孫の教養を目的とせる活

知育

教授の原則

動(四)政治上及び社會上の適當なる關係を維持すべき活動、(五)心情を慰むる美的活動の五種となる。而して、是等諸種の活動の基礎となるべき知識は科學なり。科學は實に、判斷・推理・記憶等の諸能力を練り、忍耐・誠實・謙讓・敬虔等の道徳・心・宗・教心を振起せしむるに足るものにして、人生の幸福は科學を措いて他に之を求むべからず。實用を以て目的となし、科學を以て之を貫ぬくは、氏の教育に於ける一大特色なり。

氏は知育に於て、教授の方法は進化の理法に學ぶ所あるべしとなし、進化論的に兒童精神の發達を研究し、之に基づきて左の諸原則を立てたり。

- 一、單純より複雑に進まざる可からず。
- 二、有形より無形に、具體的事物より抽象的原理に進まざる可からず。

德育

三、兒童の發達は人類進化の順序を反復するものなるが故に、教育の方法は之を人類の歴史に學ばざる可からず。

四、經驗より理論に進まざる可からず。

五、巧みに兒童を誘導し、兒童をして自ら觀察し、自ら推理し、自ら發展し得るに至らしめざる可からず。

六、兒童に與へたる興味の多少は教育法の良否を判断するの尺度なり。不快感は精神の發達に害あり。

德育に於ては、氏は當時の教育が兒童を取扱ふこと頗る苛酷なるものあるに反對し、ルソーと等しく自然主義を取り、人爲的の懲罰を非難せり。又道德的早熟は知的早熟と同じく有害なるものなれば初めより高きを兒童に望むことなく、先づ通常の行爲より始めて、徐々に之を誘導し、終に完全の自治に至ること、恰も野蠻人の道德より文明人の道德

體育

要約

に進むが如くなるべしとせり。

氏は又種々の方面より體育の必要を説き、教育第一着の任務は人の身體的勢力を強め、之をして「強健なる動物」たらしむるにあり。となし、其の方法に於ては純然たる自然主義を取り、飲食・衣服等凡て自然の欲求に一任すべく、自然的なる遊戯は其の効果遙に體操に優るものなりとなせり。

スペンサーの意見は實利主義・自然主義の好典型にして、多くの點に於てロック及びブルソーの所説と酷似せり。されど氏は固より系統ある教育學を説けるにあらずして、其の教育論は氏自身も言へる如く、當時の英國教育を改良せんとせる一個の主張に過ぎざれば、所説動もすれば偏する所あり。直に取りて以て現時の法となすべからず。氏の後繼者には英國にペインあり、米國にジョホントあり。其の學風夙に

我が國に傳來し、一時我が思想界を風靡したり。

五 ホーレスマン—米國の教育

始め北亞米利加に移住せし歐洲人は、何れも宗教改革及び文藝復興の影響を受け、宗教心に富み、學術に對する趣味深かりしを以て、學校を設くること亦甚だ早く、千六百三十六年にはハーバード大學起り、千六百四十二年には強制教育令のマサチューセツ州に布かるるあり。文化漸く洽からんとするに當り、所謂米國の暗黒時代起り、幾多の戰爭を重ね、遂に獨立の宣言となれり。爾來國內の組織漸く定まるに及び、十九世紀に至り、再び多くの學者及び政治家出て、教育革新の聲を擧げたりしが、就中最も有名なるをホーレスマンとなす。

ホーレスマンの傳記

ホーレスマン(Horace Mann)は千七百九十六年、マサチューセツ

米國教育の發達

教育説

ツ州のフランクリンに生まる。千八百十六年ブラウン大學に入り、卒業の後は同大學の古典科教授となり、後更に法律を研究して辯護士となり、州會議員を経て、千八百三十七年始めてマサチューセツ州新設の教育局長となる。爾後ヘスタロチの主義に基づき、萬艱を排して、種々の教育上の施設をなし、職に在ること十二年、效果大に見るべきものあり、各州之に倣ひ、争うて教育局を新設し、米國の教育爲に一新せり。後國會議員、アンチオク大學總長等の榮職にありしが、千八百五十九年病歿せり。

氏の教育意見は有名なる氏の「第十二年報」中にあり。デビッドソンは左の十項を以て、其の主眼點となしたり。

一、教育は社會の各階級を通じ同様に普及せしむべし。階級によりて教育を異にすべからず。

- 二、教育は教權を離れて、科學の上に建設せらるべし。而して其の教育はヘスタロチの方法に據るべし。
- 三、教育は眞の宗教を獎むべく、決して特定の宗派に偏すべからず。
- 四、教育は生活の各方面の準備たるべし。而して其の終局の目的は道德的、社會的人格の確立にあり。
- 五、教育は寛和を旨とし、兒童の個性に應ずべし。體罰はなるべく之を避くべし。
- 六、校舎は構造、通氣共に完全にして、圖書館、博物館等、新教育に必要な凡ての設備を爲すべし。
- 七、教育は教育を以て其の職業となせる優良なる教師によりて行はるべし。是が爲には師範學校を必要となす。
- 八、教育は男兒のみならず、女兒にも普及せしむべく、教育

者亦男子のみならず、女子を必要とす。

九、教育者は屢會議を開き、教育上の意見を交換すべし。

十、國家は教育を完成せんが爲に、決して費用を惜しむべからず。

米國教育現時の特徴は、其の平民的、自由的なるにあり。幼稚園の隆盛にあり。兒童研究の盛なるにあり。女子の教育發達し、女子教育家の多きにあり。教育の爲に費用を惜しまざるにあり、而して凡て是等の長所はホーレスマンの事業に負ふ所尠からず。

第三節 最近教育學の傾向

社會的教育學

一、**社會的教育學** 以上の諸教育家は、何れも個人に重きを置き個人を教育して、以て人の人たる所以のものを發揮せしめんとしたるものにして、天賦人權、自由平等等は實に十

八世紀以後の常套語たりしなり。されど近時コムト(一七九八年)が社會學を唱へ出してより、社會に關する研究は漸く盛大に赴き、ダーウキン(一八八〇—九一)は千八百五十九年「種の起原」を著して、大に從來の世界觀、人生觀を改め、他方には民族心理學の起るあり。次第に、個人は社會の有機的團體を離れて全く意義を有せざるものなりとの信仰を高め、漸く**社會的教育學**(Social Pedagogy)の唱導せらるゝに至れり。社會的教育學は社會の一の有機的存在なることを認め、個人は此の社會の中に生まれ、此の社會の影響を受けて、始めて人たることを得となすものにして、彼等に從へば、個人は恰も物理學上の原子の如く、單に抽象の結果たるに過ぎず。されば教育に於て個人を完成するが如きは畢竟するに、社會の進歩を助くるの手段にして、教育究竟の目的は被教育者に社會的

意識を與へ、之をして能く社會の進歩に貢獻し得るに至らしむるにあり。固より斯かる思想は古代のスパルタ及び中世の寺院團體に於ける教育等に於ても之を見ることを得れども、是等は概ね毫も個人の價値を認めざりし點に於て、近時に於けるものと大に其の趣を異にせり。

始めて社會的教育學を説けるは有名なる宗教學者にして又教育學者たるシユライエルマッヘル(一七六八—一八三四年)にして、近時に至りてはウィルマン・ベルゲマン・ナトルプ等盛に之を唱導せり。就中ナトルプ最も有名にして、氏は教育の任務を以て意志の陶冶にありとし、此の意志の陶冶は社會的生活を措いて他に求むべからずと説き、主意説の上に社會的教育學を立てたり。

實驗教育學

二、實驗教育學 十九世紀は之を科學の時代とも見るこ

とを得べく、観察及び實驗は科學研究の方法として、精神現象にも適用せられ、夙に實驗心理學の興起を見るに至りしが、此の勢は延いて教育學にも及び、十九世紀の終末に於て、始めて教育の事實を實驗的に研究せんと企圖を生ずるに至れり。實驗教育學(Experimental Pedagogy)は從來の教育學の主觀的、演繹的なるに反し、實驗、觀察及び統計に基づき、客觀的、歸納的に教育の理論を決定し、其の方法を示さんとするものにして、其の端緒を千八百七十年代に於ける疲勞の研究に發し、爾來年を追うて、隆盛に赴き、之が爲に教育實驗場の設立をも見るに至り、二十世紀に入りて、始めて稍系統を組織するに至れり。多くの實驗教育學者中最も能く我が國に知られたるものはライ及びモイマンの二氏なり。

第九章 歐米現時の學制及び教育の趨勢

第一節 獨逸

獨逸は二十六の聯邦より成り、教育制度の如きも、各聯邦により多少其の趣を異にせり、今之が代表者として各聯邦の模範と見るべき普魯西につきて述べん。

普魯西はフレデリキ、ウイレルム一世意を學制に用ひ、千七百十七年に令を發して、五歳乃至十二歳の兒童の就學義務を定め、始めて學制確立の端緒を開けるが、フレデリキ大王(一七七八年)は前に述べたる如く、千七百六十三年、ヘルを顧問として小學校令を出し、就學義務年限を五歳より十三四歳に至る期間となし、以て現今普國小學制度の基礎を定めたり。次いでフレデリキ、ウイレルム二世は千七百九十四

普國學制の發達

年に普通國法を制定し、凡ての教育事業を國家の監督の下に置き、同三世はナポレオンに蹂躪せられたる國力の恢復は教育の力を措いて、他に之を求むべからずとなし、留學生を瑞西に派してヘスタロチの新教育法を學ばしめ、大に普通教育を振興し、爾來教育は駸々として發達し、終に今日の盛況を見るに至れり。

現時の學制

現時普魯西には、文部大臣ありて、全國の學事を總攬す。全國を十三州に分ち、各州に州學務局あり、而して十三州又三十六縣に分かたれ、各縣に學務課及び縣視學官あり。縣の下に郡、郡の下に町村あり。各郡視學、町村視學を置く。

國民學校

兒童は滿六歳にして國民學校に入り、八ヶ年の義務教育を受く。國民學校は無謝儀にして、多級小學校、單級小學校、半日學校の三種あり。學科は宗教、國語、直觀科、算術、幾何、地理、歴

補助學校

史、理科、唱歌、圖畫、體操(男)及び裁縫(女)となし、宗教を以て道德教育に資し、別に修身科なるものを置かず、又劣等生の爲に補助學級又は補助學校を置くものあり。獨逸に於ける補助學級は千八百六十七年ドレスデンの小學教員ストイエルの設置せしものに生まれり。國民學校の卒業生は補習學校に入る。補習學校は修業年限二年乃至三年にして、多くは強迫の制を取る。

幼稚園

幼稚園は多く中流以下の子女を收容し、業務に忙殺せらるゝ父母に代り、家族的に、勤勞主義によりて兒童を保育するものにして、中流以上の爲にするもの甚だ少し。

中學校

中學校の多くは國民學校と聯絡を有せずして、其の下に三ヶ年の豫備科を置く。故に獨逸中流以下の子弟は國民學校に入り、中流以上の子弟は始めより三年課程の中學豫備

科に入り、社會の階級により學校の種類を異にす。此の如きは果して國民教育の本義に合するか否か、大に論争のある所なり。中學校は分かれて、文科中學校、實科中學校、高等實科學校の三種となる。文科中學校は古語を重んじ、希臘語、拉丁語及び近世語として佛語を加へ、實科中學校は拉丁語及び近世語の英語、佛語を課し、高等實科學校は古語を全廢し、佛英二外國語を加ふ。斯く獨逸に於ける中學校の種類は、全く語學によりて區別せるものにして、古語の衰退と、近世語及び實科の興起とは、引いて是等中學校の盛衰に關係を及ぼせり。中學校の修業年限は共に九ヶ年にして、九歳より十八歳に至る。中學校の外に副文科中學校、副實科中學校、實科學校あり。修業年限何れも六ヶ年にして、其の下に三ヶ年の豫備科あり。

女學校

高等女學校は滿六歳にて入學し、修業年限十ヶ年にして、其の上に女子専門學校及び男子の中學校に相當する女子中學校あり。

大學

中學校の卒業生は大學又は高等專門學校に入る。大學は神學、醫學、法學、哲學の四分科に分かれ、修業年限一定せず、唯三ヶ年在學せるものはドクトルの試験を受くるの資格を有す。獨逸に於ける各種高等專門學校は我が國のものとなり、略ぼ大學と同一に取扱はる。

教員養成機關

小學校教員を養成する爲に師範學校あり。修業年限は豫科三年、本科三年にして、豫科に入學するものは八ヶ年の小學校を卒業せるの學力を要す。師範學校卒業生は准教員となり、二ヶ年乃至五ヶ年の後に第二回の試験を受けて、始めて正教員となる。校長たらんとするものは之に加ふるに尙

特殊の試験を経ざるべからず。故を以て獨逸の小學校教員の學力は一一般に優秀なり。中等學校教員は大學に於て之を養成す。

其の他獨逸に於ては林間學校・休日植民少年保護所・幼兒預り所・孤兒院・白痴院・感化院・勞働者夜間教育・圖書館等種々の教育上の施設完備せり。

第二節 佛蘭西

佛國に於ける國民教育は、十八世紀に於けるエスイタ派の排斥に始まる。ラ・シロテール(一七七〇—一七八五年)は千七百六十三年始めて教育は政府の事業たるべきを論じて、宗教教育排斥の先鞭を著けたりしが、偶佛國大革命のあるあり、自由平等に關する國民の意識著しく發達して、國民教育の必要は革命家によりて、盛に唱導せられたり。次いでナポレオン一世位

佛國教育の發達の狀況

に即くや、フランス大學寮を創設し、全國の教育を統轄するの方針を立てしも、小學校は依然として、宗教團體の手にありき。越えて千八百三十三年ルイス・フィリポは時の文部大臣ギソー(一七八七—一八七四年)をして、小學校令を發布せしめ、公立小學校を設け、教育を以て國家の事業となせしが、千八百七十年獨逸と戦うて大敗するや、益教育の必要を感じ、千八百八十二年義務教育制度を確立し、千八百八十六年愈教育の權を僧侶の手より奪ひ、強制・無謝儀・宗教に獨立なることを以て其の教育の三綱領となせり。

佛國の學制は畫一主義により、幼稚園より大學に至る迄整然たる秩序を爲せり。文部省は全國の學事を掌り、文部大臣は同時に巴里大學の總長たり。其の下に高等教育會議ありて之を補佐す。全國を十七大學區に別ち、各大學區に各一

現時の學制
文部省

大學あり。大學總長は同時に該學區内の中等教育及び初等教育を監理す。文部省には視學官あり、各縣各郡亦視學官ありて視學制度能く整へり。

初等教育を施すべき學校は(一)幼稚園(二)尋常小學校及び補習學校(三)高等小學校(四)徒弟學校及び實業補習學校等なり。幼稚園は多く都會地又は工業地にあり。主として、滿二歳より六歳に至る勞働者の子女を保育す、幼稚園若しくは小學校に附屬して、幼稚科なるものあり。四歳より七歳に至る兒童を教育す。尋常小學校は滿六歳幼稚科に接續するものは七歳より十三歳に至る兒童に義務教育を施す所にして、教科目は修身公民科、讀方書方佛文學、初步地理、歴史、理科、數學、初步及び其の應用、圖畫、手工、唱歌、體操、裁縫(女子)等なり。學校に於ける宗教科を廢して之に代ふるに修身及び公民科

幼稚園

尋常小學校

を以てし、日曜以外一週一日の休暇を與へ、此の日に於て宗教教育を受けしむることとせり。又試験を重んずることは佛國教育の一大特徴にして、兒童十一歳以上に達するときは、初等教育の試験を受け、及第せるものに限り義務を免除せらる。

高等小學校の課程の尋常小學校に附設せらるるものを補習科と稱し、獨立せるものを高等小學校と稱す。前者は修業年限一ヶ年若しくは二ヶ年、後者は三ヶ年を本體とし、多少の伸縮を許せり。

中學校は八歳にして入學を許し、修業年限九ヶ年なり。之を初等科、中等科、高等科の三部に分ち、其の中等科及び高等科は更に之を古典科と近世語科との二個に區分し、中學校初等科を終りし後、各其の好む所によりて學習せしむ。中學校

補習科及び高等小學校

中學校

女子中學

大學

教員養成機關

には通常幼稚科及び小學科を附設して、其の聯絡を計れり。故を以て小學校が主として中流以下の子弟を教育し、上流の子弟は始めより中學附設の小學校に入ることを獨逸に等し。女子の中學は十二歳にして入學を許し、五ヶ年の修業年限を有す。大學は神學部・文學部・理學部・法學部・醫學部の五分科に分かれ、別に各種の専門學校あり。

師範學校は各縣に男女一校づゝあり、修業年限三ヶ年にして初等教育の教員を養成し、中等教育の教員は高等師範學校に於て之を養成す。巴里の高等師範學校はナポレオン一世の創立に係り、數多の學者及び政治家を出し、最も有名なりしが現今巴里大學の附屬となれり。

第三節 英吉利

英國は始めより畫一の學制を立つることを爲さず、教育

英國教育發達の状況

は、永く個人又は宗教團體の手に委したりき。即ち、ロバート・レークス（一七三五—一八一一年）は千七百八十年に日曜學校を起し、主として宗教及び簡易なる讀書教授を施し、次いでアンドルー・ベル（一七七五—一八三二年）・ジョセフ・ランカスター（一七七八—一八三八年）の二人時を同じくして出て、年長者を助手とせる相互教授法を創めて、大に普通教育の振興を計りしが、十九世紀の始に於て英國協會及び國民協會なるもの起り、ベル・ランカスターの趣旨により、相競うて、學校を設立し、普通教育の普及を計れり。是に於てか政府は千八百三十三年以來、兩協會に補助金を支出せしが、後中央政府に教育局を設けて、其の事務を司どらしめたり。千八百七十年始めて小學校令を出して、就學強制の法を定め、全國を幾多の學區に分ち、若し各學區に於て充分に私立小學校の設備をなす能はざるときは、學務局を

作り、地方税を徴收して、公立小學校を設立すべきことを定め、始めて公立の小學校を認めたり。爾來幾多の改良を経て千九百二年には更に新教育令を出して、初等中等及び工藝の諸教育の統一を計れり。

現時の學制

小學校

英國の學校は凡て自由の發達をなし、私立學校主義なりしを以て、小學校に於ても私立のもの多く、公立のもの甚だ少し。學齡は三歳より十四歳に至り、之を收容する小學校は幼稚科及び小學部に分かれ、幼稚科は三歳より七歳に至り、小學科は七歳より十四歳に至る。學科は地方により異なれども國語、算術、圖畫(男子)、裁縫(女子)、地理、歴史、事物教授、唱歌、體操を以て小學部の普通科となし、特別科として、代數、幾何、衛生、家事、農業、園藝、外國語等を適宜に附設し、大に實際生活の方面を重んぜり。小學校に於て宗教教授を施すべきか否か

中學校及び大學

につきては議論區々にして未だ一定する所なければども、公立小學校に於ては特定の宗教を教授せざるを以て本體となせり。兒童中學力優等なるものは自由に累次進級せしめ、十二歳以上に達して最高級を卒業したるものは就學義務を免除せらる。小學校の上に補習科あり、又劣等兒若しくは秀俊なる兒童の爲に設けられたる特別學級あり。

中學校及び大學は凡て私立にして、極めて自由なる歴史的發達をなし、政府は之に干渉せず。従つて教科目修業年限等一定せず、各學校は各特色ある發達をなせり。其の教育は一般に運動、遊戲を奨勵し、寄宿舎の生活を重んじ、知識を過重視することなく、所謂紳士を養成するを以て眼目となせり。中學校にては、イートン、ハーロー、大學にてはオクスフォード、ケンブリヂ最も有名なり。

教員養成機關

教員の養成につきては、今尙相互教授法の遺風存し、年齢十三歳以上十六歳以下の男女子にして、教員たらんと志望を有するものは、視學官の認許を得て、先づ見習生となり、授業を爲すと共に又正教員に就きて教授を受く。十五歳以上となれば、教生となり、教授の傍ら中等の學校に學び、毎年試験を受け、第三回の試験を経て、或は助教員となり、或は師範學校に入る。師範學校に入るものは更に二ヶ年の後、試験によりて始めて正教員となる。

彼の英・米・獨・佛等に行はるゝ大學擴張の運動は千八百六十六年其の起原を英國に發したるものにして、目下同國に於て最も盛に行はる。

第四節 米 國

現時の學制

米國教育の發達及びホーレス、マンの功績につきては已

小學校

に之を述べたり。米國は最も自由を尊ぶの國なるを以て、教育は之を各州の自治に一任し、各州に設置せる教育事務局専ら其の州の教育事務を掌り、全國統一の制度あることなし。千八百六十七年内務省に教育事務局を設けたれども、此は唯學事に對する諸般の調査報告を爲すに止まり、何等教育上の指揮監督を爲すものに非ず。従つて強制教育の採否、修業年限の長短、教科目、就學の年齢等州に従つて異同あり。されど現今多くの地方に於ては強制教育を施し、小學校の修業年限を八ヶ年となすもの最も普通なり。即ち紐育市の如きは千九百六年強制教育法を發布し、八歳より十四歳までを義務教育年限となし、父兄の希望により六歳より就學せしむ。小學校を通常二部に分かち、(一)尋常小學校は六歳より九歳に至り、(二)高等小學校は九歳より十四歳に至る。兒

中學校

童は貴賤貧富の別なく悉く同一小學校に就學すること獨佛と全く其の選を異にせり。宗教科は擧げて之を家庭に委ね、又小學校に附帶して職業的陶冶を施すもの多く、其の教育は著しく實利的、自治的の傾向を有せり。教師の大多數は女子にして、學校教師といへば直に女子を聯想せしむ。

大學

中學校は通常修業年限四ヶ年にして、月謝を徴せず、其の教育は常に社會の實際的方面に着眼し、常識の養成を主として、知識の高遠を銜はず、専ら社會に活動し得べき堅實なる品性を陶冶するに注意せり。大學は修業年限三ヶ年のもの多く、ハーバード大學及びエール大學最も有名なり。

男女共學

米國は女子の爲に學校を特設すること尠し。されど、下、小學より、上、大學に至るまで男女共學の制行はるゝを以て、女子にして高等教育を受くるもの甚だ多く、従つて女子の社

教員養成機關

會上に於ける地位一般に高し。而して此の如き男女共學の可否に關する議論は、今や教育上の一大問題となれり。

教員養成の爲には、師範學校及び大學の教育部あり。師範學校は修業年限二ヶ年のもの多く、多くは中學卒業生を入る。年齢十八歳以上なり。生徒は男子の數よりも女子の數遙に多し。

第五節 一般の趨勢

教育一般の趨勢

十九世紀以後に於て教育は頗る長足の進歩をなし、國によりて各特色ある發達をなせること上に述ぶる所の如くなるが、其の間に通じて一般の趨勢と認むべきもの亦尠からず。是等一般の趨勢中特に重要なるもの大凡左の如し。

一、各國共に、國家の運命の教育に係ること多きを認め、大に國家主義の教育を奨勵せること。

教育の實際

二、各國争うて普通教育の普及を圖り、強制教育の勵行に力め、凡ての教育機關を國家の手に統一せんと企つるに至りしこと。

三、普通教育の普及は更に進んで特殊教育、青年教育及び社會教育の發達となり、低能兒教育、保護教育等の機關、並びに圖書館、博物館等の設備次第に整ふに至りしこと。

四、實業の發達は教育と實際生活との接近を促し、一方に於て補習教育隆盛に赴くと共に、他方に於て實業教育を奨勵し、小學校の教科に實業科を加ふるに至りしこと。

五、宗教と教育とを分離せんとするの努力は次第に其の度を高め、之に伴ひて英米に於ける倫理運動は其の勢力を増加し來り、小學校に於ける特定の宗教教授に反對するに至りしこと。

教育の學說

翻て之を教育の學說の方面に見るに、社會的教育學及び實驗教育學の盛に唱導せらるゝに至りしは、已に第二編第八章第三節に於て見たる所の如し。其の他現時の教育界に大なる影響を與ふるものとして、更に左の二種の意見を擧ぐるを得べし。

一、從來の畫一主義の教育に反對し、兒童の個性を尊重し、兒童の自由を主張するものにして、彼のエレン、ケイの著、兒童の世紀が教育界に多大の反響を起せしは、固より氏の筆鋒の銳利なるによると雖も、又其の能く時代の思潮に應ぜるものあるによらずんばあらず。低能兒の教育も一は斯かる思想に促されしものにして、近時に至りては、穎才教育の聲亦頗る喧し。

二、從來の主知的傾向に反對し、兒童の意志活動を重んじ、

主意説に基づきて教育説を立てんとするものにして、或は手工・圖畫等の技能科の尊重となり、或は發表主義・練習主義の教授となり、或は筋肉運動主義の主張となる。彼の近時獨逸に於て盛に唱導せらるゝ勤勞主義の教授の如きも以上の傾向に影響せられしものにして、ベスタロチ及びフレールの精神は現時の教育界に再び光輝を放つに至れり。

第三篇 本邦維新以後の教育

第一章 維新以後教育の概説

維新以後に於ける發展

我が國維新以後に於ける國運の發展は振古未曾有の現象にして、誠に是れ東西文化の粹を集めて、渾然大成したるの時期なり。我が國民が最も同化の力に富み、一たび儒教を同化し、再び佛教を同化し、常に尊王・愛國の大精神を以て、之を貫ぬけるは、上來屢縷説せし所のものなるが、維新以後に至りては、更に之に加ふるに一の大なる新要素を以てし、然も僅少の年月を以て能く之を同化するを得たり。斯く他の長を採りて國本を培養し、他邦文明の精粹を吸收して自國の發展に資するは、是れ我が國の特長にして、國運の日に隆盛に赴く所以實に此に存す。

維新以後に於ける教育の精神

教育發達の概況

明治元年三月十四日明治天皇紫宸殿に臨御したまひ、天神地祇を祭りて五箇條の御誓文を宣せらるるや、維新の國是は確立して復た動かす可からず、殊に其の第四條及び第五條は教育の大方針を表明せられたるものとも見るべく、維新以後の教育は一として、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基ク。智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起ス。の精神に出てざるはなし。固より教育に於ける個々の事業に就きては二三の消長得失あるを免れずと雖も、其の大勢を總觀するときは教育の制度、諸般の設備、教育の方法等皆よく進歩發達せり。今左に其の發達の跡を略述せんとす。

始め廢藩置縣の後、學制を頒布し、大に教育を獎勵し、泰西學術の輸入に力むるや、教育は一に歐米の模倣を事とし、動もすれば、我が國固有の國民道德を閑却し、偏知主義に陥ら

んとするの傾ありしは、猶王朝時代の初期唐制に模倣したる時の如く、歐化主義の流は次第に氾濫し、西洋崇拜の熱度極めて高く、以て明治二十年前後に及べり。されど此の如きは畢竟一時の變調たるに過ぎざれば、國粹保存主義は早く已に識者の間に起りて、歐化主義に對峙し、兩々相争へり。斯くて國運の發展と共に國民の自覺は次第に熟し來り、憲法發布、帝國議會開會に次いで、明治二十三年教育勅語を下賜せらる。爾來教育は一に勅語を以て其の中心となし、此の確固たる基礎の上に著々として歩武を進め、之に加ふるに清國及び露國との戰役より得たる大なる刺激を以てし、益改良發達を加へて以て今日に至れり。

第二章 明治五年以前の教育

明治五年以前の教育

此の時期に於ける教育は、主として幕府並びに諸藩の設立せる學校を繼續し、之に加ふるに維新の國是に従ひ、社會の要求に應ずべき多少の改革を以てしたるに過ぎず。而して此の改革の最大なるものは、固より洋學の獎勵にして各藩の學校は争うて洋學を加へ、又は外國の教師を雇聘して、一意泰西思想の吸収に力めたり。

政府の教育事業

明治元年政府は仁孝天皇の建て給ひし京都學習院を再興して大學寮代となし、先づ公卿教育の端緒を開き、江戸の昌平黌、醫學所開成所を復興し、四方の碩學を徵して之が教授に任ぜり。次いで京都に皇學所を開き、大學寮代を漢學所に改め、國體を辨明し、名分を正し、「漢土西洋の學を以て共に皇道の羽翼」たらしむるの趣旨に基づきて教育を施せり。明治二年昌平黌を改めて大學と稱し、皇漢兩學所を廢し、

文部省の設置

開成所を大學南校、醫學所を大學東校と改稱す。三年諸藩に令して藩中の人材を選び、貢進生として大學南校に送らしめ、及び同校に於ける優秀の生徒數名を選抜して、海外に留學せしめたり。小學校は明治二年始めて京都に設け、同三年東京に六校を開き、又東京に中學校を興したれども、未だ大に普及するに至らず。明治四年貢進生を止め、又大學を廢して、新に文部省を置き、教育事務を總判せしむることとなし、同時に大木喬任を以て文部卿に任ぜり。是れ我が國に於て教育専門の官省を置きし始めなり。次いで田中不二麿を理事官となし、殿米に派遣して、學事を調査せしめたり。

私立學校

私立學校にては安政五年の設立に係る福澤諭吉の慶應義塾、近藤眞琴の攻玉社(文久三年創立)、中村正直の同人社(明治五年創立)等最も有名にして共に、明治の文運に貢獻すること大なり。

第三章 學制時代の教育

學制の頒布

明治五年八月太政官の布告を以て、學制を頒布せり。學制は實に大寶令以來、教育に關する法令の嚆矢ともいふべく、概ね其の範を、彼のナポレオン一世の立案に係る佛國の制度に取り、之に多少の改變を加へたるものなり。今其の主要を擧ぐれば、全國の學制は之を文部省一省に統べ、全國を大分して八大學區となし、每區に大學校一箇所を置き、一大學區を三十二中學區に區分し、區毎に中學校を置き、一中學區は更に小分して二百十小學區となり、區毎に小學校一校を置く、即ち小學校は全國を通じて其の數實に五萬三千七百六十校に上るべく、當時の人口約六百に對して小學校一校の割合なりき。

學制の主旨

大學區には督學局あり、中學區には區取締十名乃至十二名あり、學區取締は區内一般人民の子弟の就學勸誘督勵等をなし、學校の設立保護、其の他一切の學務を擔任す。而して小學校は尋常小學(上下二等)・女兒小學・村落小學・貧人小學・小學私塾・幼稚小學及び廢人學校に、中學校は上下二等に、大學の學科は理學・文學・法學・醫學の四科に分かる。其の他、學制には師範教員・教員・生徒及び試業・海外留學生・學費等に至る、迄悉く規定し、章を重ねる二百十三、頗る周密老大を極めたり。學制の主旨を明らかにせるものは、學制と同時に仰せ出されたる**布告**にして、實學の獎勵と普通教育の普及とは其の二大綱領たり。要に曰く、人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を盛にして、以て其生を遂ぐるゆゑんものは、他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而して其身を

修め、智を開き、才藝を長ずるは、學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語書算を初め、土官農商百工、技藝及び法律、政治、天文、醫療等に至る迄、凡人の營むところの事、學にあらざるはなし。人能く其才のある所に應じ、勉勵して之に従事し、しかして後、初て、生を治め、産を興し、業を昌にするを得べし。されば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。……自今以後一般の人民華士族農工商必ず、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして、必ず學に従事せしめざるべからざるなり。と。

學制の實施につき當局者の最も力を致したるは、教員養成と小學兒童就學督勵とにあり。教員養成につきては明治

師範學校起る

五年舊昌平黌跡に東京師範學校を起し、米人スコットを聘して教師となし、次いで大阪、宮城、愛知、廣島、長崎及び新潟に各官立の師範學校を置き、又東京女子師範學校を開き、短期の教員傳習所、教員講習所等を各地に設置せり。其の後各府縣に於ける公立師範學校次第に整頓するに及び、地方に於ける官立師範學校を廢し、府縣師範學校補助金を分與して其の發達を促せり。就學につきては明治八年學齡を定めて滿六歳より十四歳に至る期間となし、督勵怠らざりしかば、漸く其の効果を奏し、明治十一年には學齡兒童中就學歩合四一、二六に達するに至れり。其の他明治十年元の大學南校及び大學東校を合せて東京大學と稱し、法學、醫學、理學、文學の四學部を置き、九年東京女子師範學校に幼稚園を開設せし如きは、何れも此の期に於ける重要な事件なり。

大學の設置

中學程度の私
立學校

此の期間に於て最も隆盛を極めたるは、東京府下に於ける中學程度の私立學校にして、明治十一年には其の數六百に上れりといふ。此の種の學校は主として英語漢學及び數學を授け、高等専門教育の豫備課程を修めしめ、以て小學教育と専門教育との連鎖を成し、未だ多く振はざる地方の學校に代ふるを以て其の目的となせり。されば公立中學校の發達と共に次第に勢力を減じ、或は其の目的を變じ、或は純粹の中學校となり、或は其の閉鎖の止むなきに至れり。

學制時代の學
風

學制は其の範を佛國に取りしも、教育の學風に至りては一に米國を宗とし、文部省にはモルレーあり、東京師範學校にはスコットあり、學則の立案、教授法の研究等凡て米國式にして、當時文部省に於て翻譯刊行せし著書は、ウィツケルシャムの學校通論、ハートの學室要論を始め、ページの教授

論、ノルゼントの小學教育論、カルキンの庶物指教に至る迄悉く米國人の著述に係るものなり。是等の著書は何れも教授管理の方法を斷片的に述べたるに止まり、教育の主義を系統的に論述せるにあらざれども、其の實利主義に偏したるものなるは疑ふべからず。従つて當時の理想として、重きを知力の開發に置き、實利的に馳せ、國民道德の涵養は寧ろ之を第二位に置きたるの感なくんばあらず。而してこは獨り官立學校のみならず、私立學校に於ても慶應義塾の如きは大に實利主義の鼓吹に力めたり。福澤翁が其の著西洋事情の卷頭に題して、蒸汽濟人、電氣傳信、四海一家、五族兄弟といへるは、最も能く當時の啓蒙思潮を代表せるものなり。彼の注入を以て主義となし、書籍の記誦を以て學問の能事とせりとせる徳川時代の教育より一轉して、實利主義に馳せ

たるは、之を西洋の中世紀の教育より十七世紀の教育に入れるに類へ考ふることを得べし。

第四章 教育令時代の教育

教育令の發布

學制は之を制度として見るときは、秩序整然、規模宏大の大觀あれども、餘りに翻譯的にして畫一急進に失し、且我が國經濟事情の未だ此の大理想に副はざるものあり。加ふるに西南戦争は其の實施に一大打撃を與へたれば、明治十二年九月を以て學制を廢して新に教育令を出だせり。

教育令の大要

教育令は大、中、小學區の制を廢し、各町村をして小學校を設置せしめ、學區取締に代ふるに町村人民の選舉に係る學務委員を以てし、義務教育年限を十六個月と定め、兒童に體罰を加ふるを禁じ、其の他諸種の規程は單に大綱を示すに

改正教育令の發布

止まりて、毫も細節に及ばず、大に町村の自治に一任せり。此の如きは是れ實に學制時代の干涉に對する反動にして、又一時民間に流布せし佛國自由主義の反響に外ならず。されど、當時の人心尙未だ幼稚にして充分に自治の精神を體し得るに及ばず、爲に教育令は放任に失したるの感あり、再び明治十三年十二月改正教育令の發布となる。

改正教育令に於ける改正の要點は(一)各町村は府知事、縣令の指定に従ひ、獨立に或は聯合して、其の學齡兒童を教育するに足るべき一個若しくは數個の學校を設置すべきを定め、(二)學務委員の選任を嚴にし、且該委員中に戸長を加へ、(三)就學義務年限を三ヶ年に延長し、(四)學校の設置、廢止は府縣立のものは文部省の認可を、町村立のものは府知事、縣令の認可を受くるに至らしめ、(五)師範學校の設置を強制した

教則大綱

る等にして、法令は漸く密となり、再び干渉を加へたり。越えて十四年小學校教則綱領、中學校教則大綱、師範學校教則大綱を定め、小學校を初等、中等、高等の三科に分ち、中學校を初等、高等の二等、師範學校を小學校に準じて、初等、中等、高等の三科となし、以て教育令實施の方法を示せり。

小學校以外の學校にありては、中學校は小學校の發達に伴なひて増設せられしも、管理の嚴ならざるが爲に、其の施設甚だ區々なりしを、中學校教則大綱によりて整頓し、女學校は明治十五年東京女子師範學校に附屬高等女學校を設け、從來東京女學校(明治五年設置)等に行はれし如き歐風の女子教育を刷新し、始めて我が國情に適したる教育を施せり、而して是れ實に本邦に於て高等女學校なる名稱を用ひたる嚆矢なりとす。教員養成機關は各府縣師範學校次第に整頓し、

高等女學校

再び教育令を改正す

之と同時に中等教員養成の機關たる東京師範學校亦漸く發達し、且體操傳習所(明治十一年)、音樂取調掛(明治十二年)を置きて體操及び音樂の教師を養成せり。改正教育令の效果は一時甚だ顯著なるものありしが、明治十七年前後に於ける經濟界の不振は教育界に一大打撃を與へ、爲に政府は經費節減の趣旨に基づき、明治十八年八月再び教育令を改正し、土地の情況により小學校場の制を設け、小學校よりも一層簡易なる教授をなし得るの制を立てたり。されど發布後僅かに八ヶ月にして、學校令之に代るに至れり。

盲啞教育

特殊の教育としては、盲啞教育始めて此の期に發達せり。即ち明治十一年京都に私立京都盲啞院なるもの起り、次いで明治十二年大阪府は模範盲啞學校を設立して盲啞教育を開始せり。東京に於ては明治十三年始めて私立の共立訓

盲院を開きしが未だ盛大なるに至らざりき。訓盲院は明治十八年文部省の直轄となり、二十年始めて、東京盲啞學校と改稱し、四十三年又盲學校と聾啞學校との二校に分かたらしに至れり。

其の他、此の期間に於ては前記の私立學校の外に、早稲田專門學校(明治十五年創立)、濟生學舎(明治九年創立)、同志社(明治八年創立)及び明治十三年以來起れる法律專門學校等の漸次隆盛に赴むくあり。諸種の教育會亦組織せられて、明治十六年には大日本教育會(現今の帝國教育會)の創立となり、教育雜誌は次第に面目を改め、明治十八年教育時論の生まるゝあり。又神宮皇學館及び東京大學内古典講習科の設置(共十五年明治)の如きも、國粹保存の一表徴として大に注目し價すべきものなり。

教育令時代の學風

教育令時代の學風は、前期と同じく實利主義全盛を極め、

其の他の教育事業

當時行はれたるスペンサーの教育論、ペインの教育學、ジョホントの教育學等は何れも實利主義を稍系統的に論述せるものにして、就中如氏の教育學最も愛讀せられたり。又一方に於ては明治十一年伊澤修二、高嶺秀夫の二氏が米國より齎し來れるペスタロチの開發教授法は一時に勢力を得て、教育者口を開けば即ち心性開發を唱ふるに至る。斯くて實利主義と開發主義とは相合して、偏に知力の開發に注意し、教育の主知主義に陥れること、彼の西洋十八世紀の啓蒙時代と頗る相似たるの現象を呈するに至れり。加ふるに一般の人心、甚だしく歐化主義に流れ、盛に自由民權の説を主張し、ひたすら歐洲の思想に心酔して、我が國固有の長所を没却せんとす。是に於てか一部人士中には、早く已に國粹の保存を唱へ、歐化の大勢を牽制せんとするの運動起り、時の

小學校教員心得

文部卿福岡孝悌は明治十四年小學校教員心得(新撰小學校管理法參照)を出して、明らかに尊王愛國の主義を鼓吹して、德育の重きを諭し、人を導きて良善ならしむるは多識ならしむるに比し、一層緊要なるを道破せり。又翌年勅撰幼學綱要を全國各學校に頒ち、明治十五年軍人への勅諭を下し給ひ、各種の方面より國民道德の振興を計られたれども、大勢の赴く所俄に挽回すべからず、歐化の潮は滔々奔流して殆ど底止する所を知らず

學校令の發布

第五章 學校令時代の教育

第一節 學校令の發布

明治十八年官制の大改革あり。森有禮(二五〇七―二五四九)新に文部大臣に任ぜられ、其の多年海外にありて得たる所の新知識

學校令の概観

と、實務に於ける經驗とに基づきて、教育法令の大刷新を行へり。即ち明治十八年文部省に視學官を置き、十九年帝國大學令・師範學校令・小學校令・中學校令及び諸學校通則を發布せり。世に稱して學校令といふもの是なり。

學校令によれば小學校・中學校及び師範學校は、各尋常高等の二等に分かれ、大學は大學院及び法・醫・工・文・理の五個の分科、大學に分かれ、高等小學(修業年限四箇年)を卒業せる者は、次第に尋常中學校(修業年限五箇年)・高等中學校(修業年限二箇年)を経て帝國大學に入り、又は尋常師範學校(修業年限四箇年)を経て高等師範學校(修業年限一男子三、女子四箇年)に入るを得しめ、一の學校系統を組織せり。

小學校

小學校令に於ては、小學校の設置區域及び位置等は凡て府縣知事之を定むることとし、就學義務年限を尋常小學校の四箇年に延長し、土地の情況によりては修業年限三箇年

以内の小學簡易科を置き、尋常小學校に代ふるを得しめ、小學校の經費は兒童の授業料を以て主要の財源となし、寄附金其の他の収入にて之を補ひ、尙足らざる部分を町村費より出費することとせり。

師範學校

公立師範學校は從來其の數に規定なかりしも、師範學校令に於ては一府縣一箇所に制限し、全力を此の一師範學校に集中せしむるの方針を取れり。蓋し森文部大臣は國運發展の基礎を國民教育に置き、國民教育の消長を以て、師範教育の盛衰に依存するものとなしたるを以て、特に師範教育に主力を注ぎ、生徒の訓育は順良・信愛・威重の三氣質を養成するを以て其の根本義となし、寄宿舎は宛然兵營の如く、又兵式體操を課して其の氣質を鍛鍊せり。是に於てか生徒の氣風頓に一變す。又尋常師範學校長をして其の府縣の學務

獨逸の學風

課長を兼ねるを得しめ、尋常師範學校長及び教員は高等師範學校卒業生を以て、小學校長及び教員は尋常師範學校卒業生を以て之に任ずるを以て本體となし、明らかに師範學校を以て普通教育の根原と認めたり。

明治二十二年文科大學内に教育科特約生を置き、獨逸人ハウスクネホトを聘して教育學を講ぜしむ。是より我が學風次第に英米を去つて獨逸に向ひ、ヘルバルトの學說盛に唱へらるるに至れり。

第二節 教育勅語の下賜

我が國民の歐化主義に謳歌せることは前章に於て已に之を述べたり。而して此の歐化主義の最も盛大を極めたるは明治二十年前後にして、甚だしきは、悉く我が古來の文物制度を排し、衣食住の習慣を改め、國語に代ふるに英語を以

當時の状態

てせんとするに至り、所謂文明の宗教たる基督教大に其の勢を擅にせり。是に於てか明治十九年西村茂樹は「日本道徳論」を著し、明治二十年勝安房は書を當路に致して、其の反省を求め、三宅雪嶺等は明治二十一年を以て政教社を興し雑誌「日本人」を出し、大に國粹の保存を唱へたり。されど歐化といひ國粹保存といふも、共に我が國運の發展を以て其の終局の目的となせるに至つては、即ち一なれば兩者の思潮は次第に和熟し、思想界の歸著點將に明らかならんとするに際し、明治三十二年二月十一日皇室典範及び帝國憲法の發布あり。越えて二十三年十月三十日教育に關する勅語を下賜せられ、時の文部大臣芳川顯正之を奉戴して、全國諸學校に頒布するに及び、政治思想、倫理思想、始めて統一の氣運に向ひ、教育の理想亦炳乎として、明らかに、國家主義の教育是

小學校令改正

より勃興せり。

明治二十三年十月地方學事通則を定め、同時に小學校令を改正し、其の第一條に於て範を獨逸に取り、小學校の目的を「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ、道徳教育及ビ國民教育ノ基礎、並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。」と定めたり。又小學簡易科を廢し、義務教育たる尋常小學校の修業年限を三箇年若しくは四箇年、高等小學校の修業年限を二箇年、三箇年若しくは四箇年となし、從來授業料を以て小學校經費の本體となせるの制を廢し、經費は凡て市町村より支出し、授業料は之を市町村に屬する收入となし、其の他市町村制の實施(明治二十二年)に伴ふ諸般の改正を施せり。同年又小學校教員退隱料及び遺族扶助料を定め、明治廿四年獨逸の制に倣ひ、小學校教則大綱を

小學校教則大綱

國學の獎勵

實業補習學校
規程

發布し、各科の程度及び要旨を明らかにせり。
明治二十六年井上毅(二五五〇四年)文部大臣となるや、一方に於て國學漢學の研究を奨めて國家主義の教育を鼓吹すると共に、又他方に於ては國運の發展を以て専ら國力の充實にありとし、大に實業教育を獎勵し、實業補習學校規程・實業教育國庫補助法を始め、多くの實業教育に關する規程を定めたり。明治二十七年高等學校令を出し、從來の高等中學校を高等學校と改稱せり。

第六章 明治の教育家——福澤諭吉

明治の教育家中特に效績あるは、同人社を興して多くの子弟を教育せし中村正直(二四九二年)、攻玉社の創立者近藤眞琴(二四九一年)、同志社を創めて、基督教の教育に一生を委ねた

福澤諭吉の傳記



る新島襄(二五五〇三年)及び福澤諭吉の諸氏なるが、就中最も有名なるを福澤諭吉となす。

福澤諭吉は豊前中津の藩士、天保五年(二四四)大阪に生まる。幼にして漢學を修め、後緒方洪庵の塾に入りて蘭學を修め、學業大に進めり。安政五年二十五歳にして江戸に出て、鐵砲洲に塾舎を設けて子弟を教授す、是れ即ち慶應義塾の起原なり。後更に英學を研究し、海外に遊ぶこと前後三回、慶應三年塾舎を芝に移し、始めて慶應義塾と稱し、子弟を教授するの傍ら諸種の翻譯をなし、泰西の學術を紹介して、世人の蒙を啓き、又時事新報を發刊して輿論の喚起に力めたり。爾來死に至

るまで一生を育英の業に委ね、未だ曾て富貴利達を望まず、自ら新文明の開拓を以て任じたりしが、明治三十四年病んで歿せり、年六十八。多くの著書中西洋事情、窮理圖解、福翁百話、新女大學等最も廣く行はる。慶應義塾は其の後大學組織に改め、下は幼稚舎より上は大學部に至るまで、整然たる一大系統をなし、多く知名の實業家政治家學者等を出し、早稻田大學と相並んで現今私立學校中の巨擘たり。

翁は獨立自尊を以て道德の根本義となし、獨立の方便として衣食住の三者を擧げ、大に實學を尊重せり。曰く、獨立とは先づ他人の厄介たるを免れ、自分の力にて衣食し、親子の間にて其の分界を明らかにして、然る後に我が思ふ所を言ひ、我が思ふ所を行ふの義にして、其の基礎既に立つ上は苟も本心に恥づる所を犯して他に屈することを爲すべ

福澤諭吉の功績

からず」と。又曰く「我輩は古來の學說を根柢より顛覆して、更に文明學を開かんと欲するものなり」と。而して所謂古來の學說とは實地に疎き漢學にして、文明學とは有形に於ては數理の學、無形に於ては獨立心なり。即ち獨立と實用とは翁の二大主張にして、門生を教ふるにも、社會を導くにも、一として是に基づかさるはなく、明治の文運に貢獻したる功績頗る大なり。

第七章 教育の勃興

明治二十七八年清國と事あり、國威頓に擧がるや、我が國民は益自己の眞價を自覺し、且教育の戰勝に與ること甚だ大なるを悟り、おのづから教育勃興の氣運を開けり。乃ち政府は先づ議院の建議を容れ、教育基金を分賦して普通教育

二十七八年戰役と教育

各種の施設

を奨励し、國民亦争うて教育の進歩を圖りしかば、諸般の教育的施設は翕然として起り、兒童の就學歩合は著しく増加し、從來多く省みられざりし女子教育及び實業教育も頗る長足の發達をなしたり。今左に明治二十八年より同四十年に至る教育法令の重なるものを擧げて其の一般を窺はん。

明治二十九年高等教育會議規則を定め、教育上重要なる施設に關し、豫め言を獻ずるを得しめ、同年學校衛生顧問及び學校衛生主事を置き、又小學校教員年功加俸國庫補助法を公布す。三十八年教育效績狀規程を發布し、教育者表彰の道を開く。

三十年地方視學を置き、小學教育に關する學事を視察せしめ、三十一年公立學校に學校醫を置き、三十二年府縣に視學官及び視學を置き、郡に郡視學を置く。

高等女學校及び中學校

明治二十八年高等女學校規程を發し、更に三十二年高等女學校令を定め、修業年限四ヶ年を以て本體となし、一ヶ年の伸縮をなすことを許し、補習科、技藝、專修科及び專攻科を附設することを得しむ。同年中學校令を改正し、尋常中學校を中學校と改稱し、高等普通教育を施すを以て其の目的となし、且補習科を置くを得しむ。三十四年中學校令及び高等女學校令施行規則を定む。

師範學校

三十年師範學校令を改正し、尋常師範學校を師範學校と改稱し、各府縣師範學校を一校に制限したるを改めて、一校若しくは數校となし、始めて私費生を置くことを認む。

小學校

三十三年八月小學校令を改正し、同時に小學校令施行規則を發布す。改正の要點は(一)讀書、作文、習字を合して國語の一科とし、(二)假名字體及び字音假名遣を一定し、尋常小學校

實業教育

に用ふる漢字の數を一千二百字内外に制限し、(三)試験を廢し、(四)義務教育年限を四ヶ年とし、(五)義務教育年限中は授業料を徴收せざるを以て本體となせる等なり。又三十六年小學校令の一部を改正して小學校教科用圖書を國定となす。實業教育に關しては三十年文部省に實業教育局を置き、三十二年實業學校令を定め、同時に各種實業學校規程を制定し、之を中學校程度の甲種及び高等小學校程度の乙種の二種に別つ。

専門教育

専門教育につきては、明治三十六年専門學校令を出して、公立又は私立の専門學校の設置及び廢止は文部大臣の認可を受くべく、修業年限は凡て三ヶ年以上、入學資格は中學校又は高等女學校卒業程度たるべきを定め、以て高等なる學術技藝を教授する學校を整理せり。

大學

大學は明治十九年の改正以後、二十三年農科を置き、三十五年京都帝國大學を置き、私立のものは三十五年早稻田專門學校の早稻田大學と改稱せしに始まり、大學の名を附するもの甚だ多し。

三十七八年戰役と教育

斯く内容の完成と共に諸種の形式亦整頓し、國家主義の教育、忠君愛國の思想愈貫徹せるの時に當り、偶露國と戰を宣して、空前の大捷を博し、我が國は一躍して世界の一等國の班に入れり。是に於てか諸外國は争うて戰捷の原因を究め、教育勅語の精神は世界に其の光を放ち、新渡戸稻造著す所の武士道は諸外國語に翻譯せられ、菊池大麓は倫敦大學に我が教育の制度及び精神を説くに至れり、維新の初め、専ら外國に模倣せし日本が、僅々四十年の短日月に於て、却つて、彼をして學ぶ所あらしむ。抑亦快心の事なりと謂はざる

德育の振興と
實業教育の奨
勵

現行小學校令

べからず。従つて日清平和後、支那、印度、暹羅等より來りつゝ、ありし留學生の數も、大に増加し、又我が教育家の聘せられて是等東洋諸國に赴くもの日一日に増加し、我が國は今や、東洋諸國の教育を指導するの使命を帯ぶるに至れり。

されど翻て之を考ふるに、我が國民は其の實力の充實に於て、未だ充分ならざるものあるを免れず。故を以て當局者は常に此の點に注意し、一方に於て德育の振興を説くと共に、他方に於て大に實業教育を奨勵し、殊に明治四十一年十月には戊申詔書を下賜して、専ら勤儉自強を奨め給へり。明治四十年以後に於ける重要な諸法令は左の如し。

明治四十年三月小學校令を改正し、義務教育年限を尋常小學校の六箇年に延長し、高等小學校の修業年限を二箇年若しくは三箇年とし、且尋常小學校の教科に地理、歴史及び

現行師範學校
令

高等教育

學校令時代以
後の學風

理科を加へ、字音假名遣を復舊し、漢字の制限を撤し、同四十四年七月其の一部を改正して、高等小學校の教科目中、農業、商業、手工を必修科目とし、從來獨立の教科たりし英語を廢し、唯商業科に附帶して之を教授するを得しむ。

明治四十年四月師範學校規程を改正し、簡易科を廢し、本科を二部に分ち、女子の修業年限を男子と同一にし、且豫備科を設くるを本體とし、明治四十三年十月高等女學校令の一部を改正し、實科又は獨立の實科女學校を置くことを認む。

明治四十四年七月高等中學校令を發布し、明治四十年東北帝國大學を、同じく四十四年九州帝國大學を設置す。

學校令時代以後に於ける學風の變遷は、嘗てハウスクネヒト教育學を大學に説きてより以來、ヘルバルトの説は天

下を風靡し、教育勅語の精神と相待つて、茲に德育主義の教育となり、苟も教育者にして品性陶冶・多方興味・五段教授法等の語を口にせざるものなく、英米の學は爲に一掃し去られたり。明治三十年以後、社會的教育學說大に歓迎せられ、ベルゲマン・ナトルブ・ウイلمان等の説はヘルバルト派個人主義の缺陷を補ひ、近時に於ては主意的傾向(第二編第九章第五節參照)の輸入せらるゝあり。低能兒教育・實驗教育・犯罪兒童の救濟・社會教育等、教育上の特殊問題次第に注意を惹くあり。我が學者亦徒に外人の糟粕を嘗むるを以て屑しとせず、進んで自家獨特の學說を建設せんとするに至れり。

今維新以來小學校の内容の進歩を明らかにせんが爲に、教科目變遷の状態を表示し、又現時に於ける教育の一斑を示さんが爲に、文部省年報より左記の統計を抄録せり。

學校種別	明治十九年	明治四十三年	明治十九年	明治四十三年	明治十九年	明治四十三年
官、公、私立小學校	三六、五五	二五、九一〇	七九、六七	一五三、〇二	二、八〇三、六三九	六、八六一、七七八
官、公、私立幼稚園	三六	四七五	八三	一、三二六	就學歩合四三三 二、五八五	就學歩合九八四 三八、二八九
官、公、私立中學校	五六	三二二	六四四	五、九二二	一〇、三〇〇	一一三、三四五
官、公、私立高等女學校	七	一九三	七〇	二、九二三	八九六	五六、三三九
公立師範學校	四六	八〇	五九〇	一、四七九	四、八三七	二四、三三七

近世教育史 終

附錄 教育史年表

皇紀年代事 蹟

- | | | | |
|--------|---------------------------------------|------|---------------------------------|
| 六七 | ソロン、アテネの憲法を定む。 | 八四一 | パンテヌス問答學校を起す。 |
| 九八(?) | 釋迦カピラスツに生まる。 | 九四五 | 儒教傳來 <small>(應神天皇十六年)</small> 。 |
| 一一〇 | 孔子魯の昌平郷に生まる <small>(周靈王廿一年)</small> 。 | 一一八九 | 僧庵學校起る。 |
| 一七六(?) | 釋迦入寂。 | 一二一二 | 佛教傳來 <small>(欽明天皇十三年)</small> 。 |
| 一八二 | 孔子歿す <small>(周敬王四十二年)</small> 。 | 一二六四 | 聖德太子憲法を定む。 |
| 一九二 | ソクラテス生まる。 | 一二六八 | 留學生を隋に遣はす。 |
| 二六二 | ソクラテス歿す。 | 一二七〇 | ムハマド回々教を創む。 |
| 三一四 | プラトン歿す。 | 一二八一 | 聖德太子薨す。 |
| 三三九 | アリストテレス逝く。 | 一三〇五 | 大化の改新。 |
| 六五七 | キリスト生まる <small>(西紀前四年)</small> 。 | 一三六一 | 大寶令を發布す。 |
| 六八九(?) | キリスト磔殺せらる。 | 一三七二 | 「古事記」成る。 |
| 七五五(?) | クインチリアヌス歿す。 | 一三八〇 | 「日本紀」成る。 |
| | | 一四〇一 | 諸國に國分寺を建つ。 |

- 一四一七 家々に「孝經」を備へしむ。
- 一四八二 最澄入寂。
- 一四九五 空海入寂。
- 一五六三 菅原道真薨す。
- 一八五二 陸象山卒す。
- 一八六〇 朱熹卒す(南宋寧宗 慶元六年)。
- 一九二二 親鸞入寂。
- 一九三〇年代 金澤文庫起る。
- 一九四二 日蓮入寂。
- 二〇九九 足利學校起る。
- 二一一〇 グーテンベルヒ「拉丁文法書」を印刷す。
- 二一一三 東羅馬帝國滅ぶ。
- 二一五二 コロンブス亞米利加を發見す。
- 二一七七 ルーテル宗教改革を唱ふ。
- 二一八八 王陽明卒す(明世宗 嘉靖七年)。
- 二一九〇 コペルニクス地動説を唱ふ。
- 二一九六 人文主義大家エラスムス逝く。
- 二二〇〇 エスイタ派法王の允許を受く。
- 二二〇九 フランソア、ザヴィエー來る。
- 二二一三 ラブレー歿す。
- 二二一六 イグナチオ、ロヨラ歿す。
- 二二五二 コメニウス、モラビアに生まる。モンテニ歿す。
- 二二六一 徳川家康學校を伏見に設く。
- 二二六八 中江藤樹近江に生まる。
- 二二七九 熊澤蕃山生まる。藤原惺窩歿す。
- 二二八二 山鹿素行生まる。
- 二二八六 ベーコン歿す。

- 二二八七 伊藤仁齋生まる。
- 二二九〇 貝原益軒福岡に生まる。
- 二二九二 ロック生まる。
- 二二九五 ラトケ歿す。
- 二三〇八 ゴータ侯學校令を發布す。中江藤樹逝く。
- 二三一七 林羅山逝く。
- 二三一八 コメニウスの「世界圖解」成る。
- 二三二二 フランケ生まる。
- 二三二六 萩生徂徠生まる。
- 二三三〇 シュペトネル敬虔主義を唱ふ。
- 二三三一 コメニウス、アムステルダムに逝く。
- 二三四二 山崎闇齋歿す。
- 二三四五 山鹿素行歿す。
- 二三五〇 昌平齋起る。
- 二三五一 熊澤蕃山歿す。
- 二三五三 ロック「教育思想」を著す。
- 二三五五 フランケ貧民學校を起す。
- 二三五七 「大日本史帝王本紀」成る。
- 二三五八 木下順庵歿す。
- 二三六一 僧契沖逝く。
- 二三六二 中村惕齋歿す。
- 二三六四 ロック歿す。
- 二三六五 伊藤仁齋歿す。
- 二三七二 ルソー、ジュネーブに生まる。
- 二三七四 貝原益軒歿す。
- 二三八〇 徳川吉宗禁書令を解く。
- 二三八三 バセドウ生まる。
- 二三八四 カント生まる。

- 二三八五 新井白石歿す。
- 二三八七 フランケ歿す。
- 二三八八 荻生徂徠歿す。
- 二三八九 石田梅巖心學を創む。
- 二三九四 室鳩巢歿す。
- 二四〇四 石田梅巖卒す。
- 二四〇六 ペスタロチ、チューリッヒに生まる。
- 二四二一 新人文主義の唱道者グスネル逝く。
- 二四二二 ルソアの「エミール」出づ。
- 二四二三 フレデリキ大王小學校令を出す。
- 二四二九 加茂真淵逝く。
- 二四三三 エスイタ派團體を解く。
- 二四三四 バセドウ汎愛學校を設く。
- 二四三五 ペスタロチ、ノイホッフに學校を開く。
- 二四三六 ヘルバルト、オルデンブルグに生まる。
- 二四三八 ルソア頓死す。
- 二四四二 フレーベル生まる。
- 二四四七 二宮尊徳相模に生まる。
- 二四五〇 バセドウ逝く。
- 二四五三 幕府異學の禁を布く。
- 二四五三 和學講談所起る。
- 二四五六 ホーレスマン生まる。
- 二四五八 本居宣長「古事記傳」成る。
- 二四五九 ペスタロチ、スタンツに赴く。
- 二四五九 ペスタロチ、ブルグドルフに赴く。

- 二四六一 本居宣長・細井平洲歿す。
- 二四六三 新人文主義大家ヘルデル歿す。
- 二四六四 大哲カント逝く。
- 二四六五 ペスタロチ、イフェルランに赴く。
- 二四六六 ヘルバルト其の大著「普通教育學」を出す。
- 二四六九 ダーウキン生まる。
- 二四七一 ザルツマン逝く。
- 二四八〇 スペンサー生まる。
- 二四九四 シュライエルマッヘル逝く。
- 二五〇一 ヘルバルト逝く。
- 二五〇三 平田篤胤逝く。
- 二五一二 フレーベル歿す。
- 二五一四 ベネケ變死す。
- 二五一六 二宮尊徳歿す。
- 二五一八 福澤諭吉慶應義塾を起す。
- 二五一九 吉田松陰歿す。
- 二五二〇 ダーウキンの「種の起原」出づ。
- 二五二〇 スペンサーの「教育論」出づ。
- 二五二三 近藤真琴攻玉社を起す。
- 二五二六 大學擴張運動英國に起る。
- 二五二七 デイステルウエッヒ逝く。
- 二五二七 ストイエル補助學級を創む。
- 二五二八 京都の學習院を再興す。
- 二五二九 昌平黉・醫學所・開成所を再興す。
(明治元年)
- 二五二九 昌平黉を大學と改む。

- 二五三〇 大、中、小學規則を定む。
- 二五三一 文部省を置く、大木喬任文部卿となる。
- 二五三二 八月學制を頒布す。
- 二五三三 東京に師範學校を置く。
- 二五三四 中村正直同人社を起す。
- 二五三五 東京女子師範學校を置く。
- 二五三六 學齡を六歳より十四歳迄と定む。同志社起る。
- 二五三七 東京女子師範學校に幼稚園を置く。
- 二五三八 大學の組織成る。
- 二五三九 京都に私立盲啞院起る。
- 二五四〇 九月教育令を出す。
- 二五四一 改正教育令を出す。
- 二五四二 私立共立訓盲院を東京に開く。
- 二五四三 小學校教則綱領、中學校及び師範學校教則大綱を出す。
- 二五四四 福岡文部卿小學校教員心得を出す。
- 二五四五 軍人への勅諭を下し給ふ。
- 二五四六 チラー、及びダーウキン逝く。
- 二五四七 佛國義務教育の制を布く。
- 二五四八 東京女子師範學校に附屬高等女學校を置く。
- 二五四九 早稻田專門學校起る。
- 二五五〇 大日本教育會起る。
- 二五五一 再び教育令を改正す。
- 二五五二 雜誌教育時論出づ。
- 二五五三 森有禮文部大臣となる。

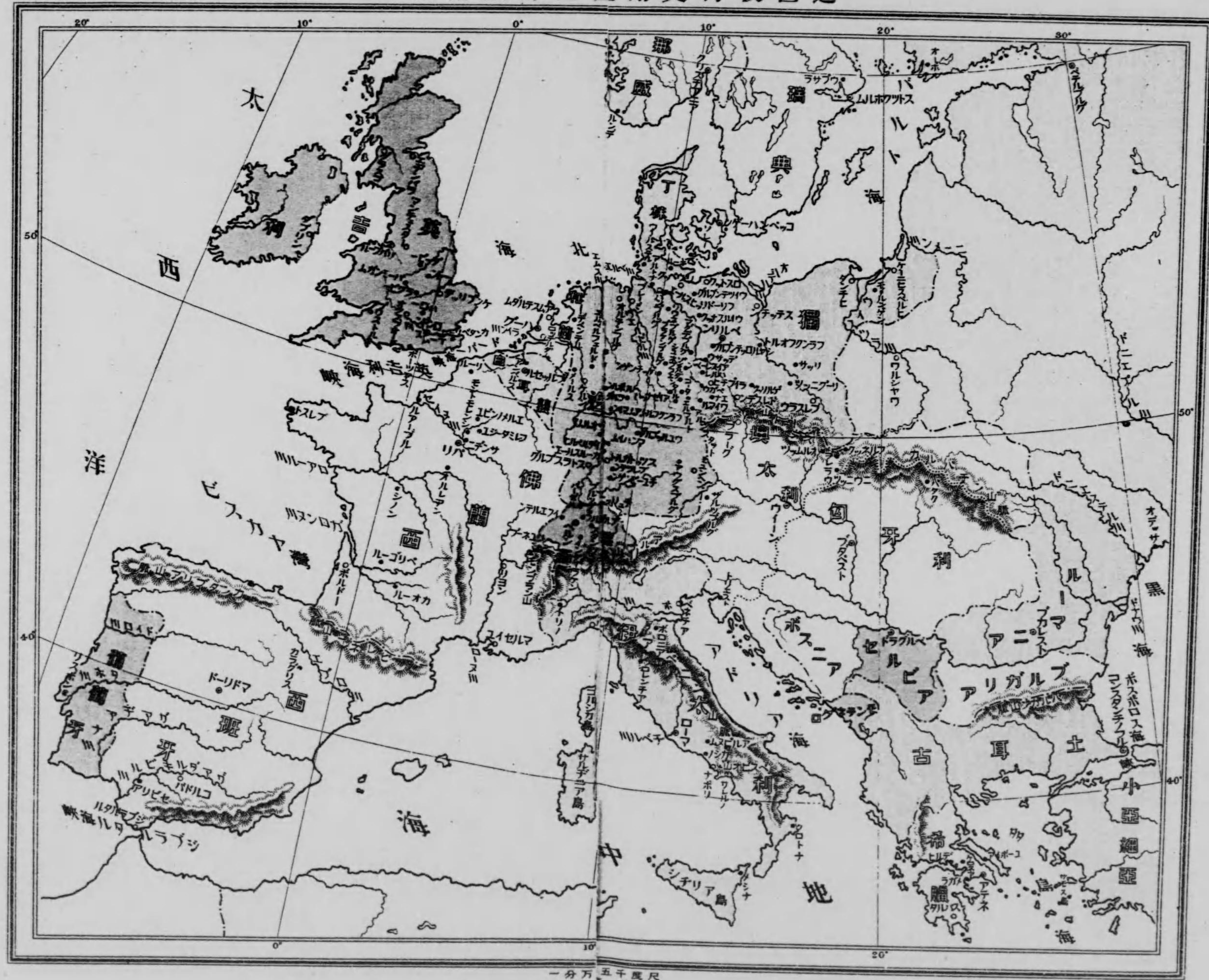
- 二五四六 學校令を發布す。
- 二五四七 共立訓盲院を東京盲啞學校と改稱す。
- 二五四九 憲法發布。
- 二五五〇 帝國大學内に教育特約生を置く。
- 二五五一 十月教育勅語を下賜せらる。
- 二五五二 地方學事通則發布。
- 二五五三 小學校令改正、農科大學を置く。
- 二五五四 新島襄逝く。
- 二五五五 小學校教則大綱を定む。
- 二五五六 中村敬字逝く。
- 二五五七 井上毅文部大臣となる。
- 二五五八 實業教育國庫補助法を定む。
- 二五五九 高等教育會議規則を定む。
- 二五六〇 スペンサーの「綜合哲學」大成す。
- 二五五七 師範學校令改正。
- 二五五八 地方視學を置く。
- 二五五九 京都帝國大學を置く。
- 二五六〇 文部省に實業教育局を置く。
- 二五六一 公立學校に學校醫を置く。
- 二五六二 實業學校令を定む。
- 二五六三 府縣視學官・視學及び郡視學を置く。
- 二五六四 高等女學校令・中學校令改正。
- 二五六五 教育基金特別會計法公布。
- 二五六六 八月小學校令を改正す。
- 二五六七 福澤諭吉逝く。
- 二五六八 廣島高等師範學校を設置す。
- 二五六九 スペンサー逝く。
- 二五七〇 專門學校令を出す。

自明治五十年至同治四十年 小學校教科目變遷一覽表

學校 開校年月	尋常小學程度		高等小學程度	
	科目	教目	科目	教目
明治五年八月	下等小學(四年)	字綴習字・單語・會話讀本・修身・書牘文法・算術・養生法・地學大體・意・理學大意・體術・唱歌	上等小學(四年)	下等小學の教科及ビ 史學大意・幾何學・算學大意・博物學大意・化學・物學大意・外國語學大意・外國語學ノ一二・配簿法・算學・天球學
明治十二年九月	小學校(四年乃至八年)	修身・習字・算術・讀書・習字・算術・地理・歷史・修身・算術・△地理・△算術・△物理・生理・博物等の大意・裁縫(兒女)		
明治十三年七月	小學校(三年乃至八年)	修身・讀書・習字・修身・讀書・習字・算術・△地理・△算術・△歷史・(野畫・唱歌・體操・又・物理・生理・博物等の大意・裁縫(兒女)		
明治十四年五月	小學初等科(三年)	修身・讀書・(讀方及ビ)習字・算術・習字・算術・體操(圖畫・唱歌)	高等小學校(四年)	修身・讀書・作文・習字・算術・地理・歷史・理科・圖畫・△唱歌・體操・裁縫(兒女)英語・農藝・手工・商業
明治十九年四月	尋常小學校(四年)	修身・讀書・作文・習字・算術・體操	高等小學校(三年乃至四年)	修身・讀書・作文・習字・算術・日本・日本歷史・地理・理科・圖畫・△唱歌・體操・裁縫(兒女)幾何初歩・外國語・農業・商業・手工
明治廿三年十月	尋常小學校(三年)	修身・讀書・作文・習字・算術・△體操・(○圖畫・唱歌・○手工・裁縫(兒女))	高等小學校(四年)	修身・國語・算術・日本歷史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(兒女)手工・商業
明治卅三年八月	尋常小學校(四年)	修身・國語・算術・體操・(○圖畫・唱歌・○手工・裁縫(兒女))	高等小學校(三年)	修身・國語・算術・日本歷史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(兒女)手工・商業
明治四十年三月	尋常小學校(六年)	修身・國語・算術・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(兒女)手工	高等小學校(三年)	修身・國語・算術・日本歷史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(兒女)手工・商業

注意 一 實施セル八箇分岐クヲ得ルモノ、括弧内ノ教科ハ土地ノ情況ニヨリ加設スルヲ得ルモノ、△ヲ附セルハ同シク缺クヲ得ルモノ、○ヲ附セルハ隨意科トナスヲ得ルモノナリ。又明治十四年ノ改正ニテハ修身・讀書・習字及ビ算術以外ノ教科ハ土地ノ情況ニヨリ増減スルコトヲ得シメタリ。

巴羅歐部西圖附史育教世近



一分五千里
50 100 150 200 300 400 600
里 英里

大正元年拾月貳拾參日印刷
大正元年拾月貳拾六日發行

新撰近世教育史

定價金六拾貳錢

著作者 篠原助市

著作者 佐藤熊治郎

著作者 小川正行

發行者 大葉久吉

印刷者 青柳十一郎

東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地



發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大坂市東區備後町四丁目

寶文館

255
194

終

